一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百十三号小川都市計画道路事業三・四・二号環状一号線
三　事業施行期間　自平成二十一年四月十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百七十二号松本都市計画道路事業三・四・四十六号出川双葉線
三　事業施行期間　自平成十九年七月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十九年関東地方整備局告示第二百七十二号の事業地のうち芳野地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二百五十号秦野都市計画公園事業九・六・一号秦野戸川公園
三　事業施行期間　自平成五年二月十五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十四号山北都市計画公園事業九・六・一号山北つぶらの公園
三　事業施行期間　自平成十五年二月二十八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百四十三号川崎都市計画公園事業七・五・五〇一号東高根森林公園
三　事業施行期間　自平成二十一年六月十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十一年関東地方整備局告示第二百四十三号の事業地のうち川崎市宮前区神木本町二丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三十九号大和都市計画道路事業三・三・二号丸子中山茅ヶ崎線及び三・四・一号藤沢町田線
三　事業施行期間　自平成十五年二月二十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十九号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町里穂刈字上平沖三四九番二から同市信州新町里穂刈字穂刈沖二五三番四まで	前	一五・四五～二六・一八メートル	〇〇・〇七二キロメートル
	後	一七・九一～三二・八八メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　路線名　十九号
二　供用の開始の区間　図面縦覧場所
三　供用開始の期日　平成二十六年三月二十七日
四　区間　矢板市片岡字大谷津二〇九六番二二地先から同市片岡字大谷津二〇九六番三八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所